

この規定は、特惠関税に関係している。

#### 1996年多角的貿易及び技術的修正法

##### 第59条 一般特惠関税に関する特別規定

大統領は、1974年関税法第503条(c)(2)(F)及び(d)(1)に基づく免除を、1995年6月30日に効力を有する1974年関税法第504条(c)(1)に基づく1994年の限度を超えた物品及び1995年7月1日に同法第5編に基づく無税待遇を失った物品についても与えることができる。当該免除を与える場合、大統領は、「前年」とあるのは「1994年」として1995年6月30日に効力を有する1974年関税法第504条(c)(3)及び(d)(2)を適用しなければならない。